

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年六月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年六月一日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉 澤 隆

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 加須幸手線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
同市本町一〇一〇番地先まで	加須市中央二丁目九八七番一地 先から	区 間
一一・〇四 一九・八八	八・一二 一九・八八	敷地の幅員 (メートル)
四〇・二〇		延長 (メートル)
交差点改良工事		備 考